

## 熱海市告示第39号

熱海市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

熱海市長 齊藤 栄

### 熱海市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下がある65歳以上の者（以下「高齢者」という。）に対して熱海市（以下「市」という。）が交付する高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

#### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市が備える住民基本台帳に記録されている高齢者
- (2) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた者
- (3) 補聴器の購入について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令の規定による助成の対象とならない者
- (4) 市税等を滞納していない者

#### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、補聴器の購入に要する費用の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（別記様式）に、補聴器の購入に係る領収書の写しを添付して、当該補聴器を購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 助成金の申請は、対象者1人につき1回限りとする。

#### (助成金の交付)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、当該申請者に対し、通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に購入した補聴器について適用する。